

## 第2章 連携の効果と課題

### 1. 連携によって得られる一般的な効果

#### (1) 財政的メリット

厳しい財政状況のもと、市町村が連携を進めるにあたって特に関心が高い事項は、連携によって得られる財政的メリットであると考えられる。その内容は、主に以下の4点である。

#### (i) 職員配置の効率化

各市町村は、法令により市町村が処理することとされている事務について、団体規模に関わらず、これを処理するための体制の確保が求められている。そのため、当該事務の発生が少ない市町村であっても、一定の職員を配置した上で必要な知識の習得にあっている。特に、専門職員を要する事務においては、業務量が1人分に満たない場合であっても、最低1人の職員を配置する必要が生じる。

そこで、連携により担当職員が複数団体の事務を一括して処理することで、一定の案件数が確保され、職員配置の効率化が図られる。

#### (ii) 各種発注の効率化

連携事務に関連して物品購入や委託等の契約を締結する場合、連携により発注規模が拡大することで、一般的に、各市町村が個別に発注した場合より有利な条件で契約が締結できると考えられる。

また、連携事務の処理にあたり情報システム等を使用している場合は、連携により一本化することで、重複する費用を大幅に削減できると考えられる。

#### (iii) 公共施設数の削減

後に第3章で提示するように、文化会館等の市町村内に通常一箇所しかないような大規模な公共施設についても、連携により他団体の施設の利用が可能となることで、廃止が現実的な選択肢となる。

市町村が保有する施設の整備や維持管理には多額の費用を要することから、施設数の削減が実現した場合の財政的メリットは大きい。

#### (iv) 国庫支出金の交付対象化

連携により事業や施設の規模が拡大することで、国庫支出金の交付対象となり、市町村の財政負担が軽減されるものがある。

例えば、ごみ焼却施設の整備に広く活用されている環境省の「循環型社会形成推進交付金」は、適正な廃棄物処理施設の規模を確保する観点から、交付対象を人口5万人以上の市町村等に限定している。そのため、複数の小規模団体が連携してこの基準を満たすことができれば、同交付金の交付対象となり、市町村の財政負担が大幅に軽減される。

## (2) 人的メリット

今後、市町村職員は多様化・複雑化する行政課題に対応していく必要があるが、人材の採用や職員配置には様々な課題がある<sup>1</sup>。こうした状況の中で、住民へ安定的にサービスを提供していくには、職員がその事務執行力を維持・充実していくことが不可欠であるが、それぞれの団体内での取組みだけでなく、他市町村との連携も有力な選択肢となる。

しかしながら、連携による人的メリットは、財政的メリットと異なり数字で捉えることが難しい。そこで、連携を組織体制の強化の面でも重要な方策であると捉え、これまで以上に力を入れて取り組むことが必要になると考えられる。

ここでは、連携によって得られる人的メリットについて整理する。

### (i) 職員の事務執行力の向上

「財政的メリット」において述べたとおり、各市町村は、法令により市町村が処理することとされている事務については、案件発生数が少ないものであっても、対応するための知識の習得や事務処理が求められる。特に、専門職種においては、職員が多くの案件を経験することで専門性を高めていくことが期待されている。

しかし、現実には、案件発生数の少ない事務については十分な知識・ノウハウの習得は容易ではない。そのため、案件が発生した際に十分な対応ができない、処理に相当の時間を要するといった課題が生じる。

そこで、連携により複数の市町村の事務を集約することで、担当職員は幅広い事例を扱うことを通じて、十分な知識・ノウハウを習得し、より高いレベルで案件を処理することが可能となる。また、多くの案件を扱うことで、事務処理の速度も向上すると考えられる。このように、連携により職員の事務執行力の向上が図られる。

さらに、専門職種においては、より専門性を発揮できる環境となることで、職員のモチベーションや仕事の魅力が高まり、優秀な人材の安定的な確保にも資すると考えられる。

これらのことは、事務ごとの案件発生数が少なく、職員数、特に専門職員数が少ない小規模団体において大きなメリットとなる。もっとも、一定の規模を有する団体においても職員数は減少しており、一部の専門職種では採用が困難となっていることから、今後、連携の人的メリットが高まっていくと考えられる。

### (ii) 住民サービス等の向上

行政課題が多様化・複雑化し、市町村の仕事の難易度が高まっていく中、連携により職員の事務執行力が向上することで、住民や事業者は、これまで以上に迅速かつきめ細やかな対応を受けられるようになる。連携による事務執行力確保は、行政内部にとどまらず、住民や事業者等にとっても大きなメリットとなる。

<sup>1</sup> 大阪府総務部市町村課「府内市町村の課題・将来見通しに関する研究 報告書」(2018年) 第4章参照

## 2. 連携にあたっての課題

府内でも、広域連携に意欲のある市町村は多いが、現状では、新たな連携について具体的な検討を行う段階にまで至っている例は、さほど多くない。

その理由としては、既に広域連携は一定程度進んでおり、さらに連携に適した事務を見出すのが難しいことや、費用負担や人員体制等の団体間調整に多大な労力を要するといったことが考えられる。

ここでは、このような連携に関する課題事項について整理する。

### (1) 事務の内容に関するもの

市町村の事務は、住民の生活と密接な関わりがあるものが多く、こうした行政サービスは、できるだけ住民に身近なところで提供されることが望ましいと考えられる。このような事情から、一般的に、窓口業務や相談業務等の住民対応を伴う事務での連携は容易ではない。また、市町村独自の施策に関連する事務など、団体間で内容の違いが大きいものについても、連携は難しいと考えられる。

このため、市町村において連携が比較的容易な事務は、住民対応を伴わない事務のうち、法令において事務の根拠や手続きが定められているもの、定型的なもの等であると考えられ、例えば、事業者が相手方となる許認可事務、行政機関内部での事務処理や、府からの権限移譲事務等が挙げられる。

### (2) 各種調整に関するもの

連携にあたっては、取組みの開始時を中心に、費用負担や人員体制等の団体間調整に多大な労力を要することが多く、連携を進める際の支障となっている。

各種調整のうち、費用負担については、財政効果に直結するものであることから、調整が難航する 경우가少なくない。また、人員体制については、特に内部組織の共同設置において、連携事務に従事する職員の人選や、配置された職員への負担といった面で課題が生じた事例もみられる。

さらに、幹事団体においては、連携開始後も、連携事務にかかる予算編成、議会对応、法令改正等に伴う協定等の改正といった業務が定例的に発生する。加えて、連携開始時に決定した費用負担や人員体制は一定期間ごとに見直しが必要となるため、これらの調整等にかかる幹事団体の負担は大きい。

なお、連携の候補となる事務については第3章・第4章において、調整等にかかる課題への対応策については第5章において提示する。